

奨学資金貸付制度の改正について

区では、学習意欲があり、かつ経済的な理由で高等学校・高等専門学校等への就学が困難な方を対象として、奨学資金の貸付を実施しています。

入学準備に係る経費が増加している現状を踏まえ、奨学資金貸付制度を改正し、**令和7年度入学生（令和6年度募集生）**から、**入学準備金の貸付金額を増額**するとともに、**返還免除規定を追加**します。



入学準備金の貸付金額の増額

○入学準備（制服、通学用品、教科書、施設整備費等）に係る経費が増加している現状を踏まえ、**入学準備金の貸付金額を増額**します。

○国や東京都の給付金・助成金の充実による高等学校等の授業料実質無償化を踏まえ、入学後の授業料等の貸付を廃止します。

（現行制度）	入学準備金	授業料等の貸付金（年額）
国公立生	100,000円	216,000円
私立生	200,000円	360,000円



（改正後）	入学準備金	授業料等の貸付金（年額）
国公立生	200,000円	廃止
私立生	500,000円	

○募集時期

令和6年11月5日から

○対象者

学習意欲があり、経済的な理由で高等学校・高等専門学校等への
修学が困難な方 **20名程度**
（予算額の範囲で貸付。令和5年度は5名（実績））

○予算額

6,400千円（補正予算額5,900千円）

返還免除規定の追加

より利用しやすい制度とするため、**貸付金の返還免除規定を追加**します。

以下のうち、**いずれかの要件を満たせば、返還免除が適用されます。**

居住要件

奨学生本人が、高等学校等または大学等の卒業後、3年以上新宿区に在住し、2年以上特別区民税の納付実績がある場合

就業要件

- ①教員免許を有し、都内の公立学校に3年以上従事した場合
- ②幼稚園教諭免許を有し、23区内の公立幼稚園や公立幼保連携型認定こども園、新宿区内の私立幼稚園のうち、いずれかに3年以上従事した場合
- ③区規則で定める国家資格を有し、区内の事務所等で当該資格を要する業務に3年以上従事した場合
- ④区内の介護保険サービス事業所や障害者福祉施設、事業所で5年以上従事した場合（資格取得要件なし）